

令和6年4月8日

保護者様

貝塚市立第四中学校長 坂中 達

**暴風警報発令及び特別警報発令時における臨時措置について
地震発生の場合の緊急措置について**

平素は、本校の教育活動にご支援、ご協力を賜り厚くお礼申しあげます。
さて、みだしのことにつきまして、本校では、**暴風警報発令時及び特別警報発令時**、また、**地震が発生**した場合、下記のとおり臨時措置をとりますので、ご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

記

1. **午前7時**の時点で、大阪府全域、泉州地域・貝塚市に**暴風警報及び特別警報**が発令されている場合は、生徒は**臨時休業**とします。

※ただし、大雨・洪水警報等が発令されているときには、**通常授業**を実施しますので、気をつけて登校するようにご指導お願いします。

2. **本市または隣接市町で震度5弱以上**の地震が発生した場合

- **始業前…臨時休校。**
- **授業中…授業中止**（状況により学校待機または下校）。
翌日は臨時休校。
- **放課後…翌日は臨時休校。**

3. **本市または隣接市町で震度5弱未満（4以下）**の地震が発生した場合

- **通常授業**を実施します。

※ 学校施設の被害状況や通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとる場合があります。その際はホームページ等で連絡します。

※ 「隣接市町」とは、岸和田市、泉佐野市及び熊取町を言います。